

時間外及び休日労働に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西表事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定に基づき法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び休日労働について、次のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第1条 本法人は、次の各号のいずれか（教員については第3号、第5号及び第6号）に該当するときは、国立大学法人琉球大学熱帯生物圏研究センター西表実験所職員就業規則（平成16年4月1日制定）第36条、国立大学法人琉球大学熱帯生物圏研究センター西表実験所非常勤職員就業規則（平成17年5月25日制定）第22条の規定に基づき、職員の健康及び仕事と生活の調和を十分に配慮した上で、時間外労働及び休日労働を命ずることができるものとする。

- (1) 本法人の事業に係る業務を早急に処理するため、やむを得ないとき
- (2) 予算、決算、人事異動で業務が集中し、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
- (3) 入学試験、職員採用試験、臨時の講義及び公開講座のための業務でやむを得ないとき
- (4) 臨時の業務を行うため、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
- (5) 暴風・災害その他避けられない事由により緊急に必要なとき
- (6) その他前各号に準ずる場合で、本法人の業務運営上、特に時間外労働及び休日労働の必要が生じたとき

2 学長は、職員に時間外・休日労働を可能な限り行わせないように努め、その実態について絶えず点検をする。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務系の所掌業務 6 人
- (2) 技術系の所掌業務 2 人
- (3) 大学教員の所掌業務 6 人

（時間外労働時間数）

第3条 時間外労働（法定休日以外の休日に労働した場合を含む。）の限度は、次のとおりとする。ただし、法定休日以外の休日に労働した場合の1日の限度時間については、所定労働時間相当時間の7時間45分を加算した時間とする。

| | |
|------------------|-------|
| 1日 | 4時間 |
| 1ヶ月 | 45時間 |
| 1年（起算日：令和6年4月1日） | 360時間 |

2 前項の規定にかかわらず、情報システムトラブルの対応等中断できない業務が生じたときや、欠員の補充がなされない場合の対応、入学試験、決算期経理事務、人事関係業務等で臨時に業務が集中し、又は試験の日程等の理由により、本法人の業務運営に支障をきたすときは、職員に業務の緊急性を事前に説明することにより、次のとおり時間外労働の限度を延長することができる。ただし、当該職員から延長に応じられない旨の申し出があった場合は、この限りではない。延長する場合、割増賃金率は25%（ただし、法定休日以外の休日の勤務に係る場合は35%とし、その勤務が深夜において行われた場合はそれぞれ25%増し）とする。

- 1日 6時間
- 1ヶ月 60時間（6回以内）
- 1年 540時間（起算日：令和6年4月1日）

3 前項の規定により第1項に規定する時間外労働の限度を超えて労働する場合においても、月100時間未満、かつ、2ヶ月ないし6ヶ月のそれぞれの期間における時間外労働



および休日労働の1ヶ月あたりの平均時間は80時間以内とする。

(健康確保措置)

第4条 前条第1項に規定する1ヶ月についての時間外労働の限度時間を超えた職員には、産業医による面接指導を実施する。

(休日労働)

第5条 労働させることができる休日(法定休日に限る。)は、1ヶ月のうち2日とする。
2 当日の労働時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
3 前項の労働時間については、午後5時15分以後に試験の日程が組まれたときやトラブルの対応等で中断できない業務が生じた場合等業務運営上やむを得ない事由が生じた場合に変更することがある。

(年少者の時間外労働・休日労働)

第6条 前4条の規定にかかわらず、満18歳未満の者については、労働基準法第60条の規定に基づき、時間外労働及び休日労働を行わせない。

(協定に定めない事項)

第7条 この協定に定めのない事項が生じた場合、その都度代表者と協議の上決定する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 3月26日

国立大学法人琉球大学
西表事業場過半数代表者氏名

井村信弥 印

国立大学法人琉球大学長
西田 睦



時間外労働
休日労働
に関する協定届

| | |
|--------|---|
| 労働保険番号 | 471010098040009425 <small>都道府県 所管 管轄 基礎番号 接番号 被一括事業場番号</small> |
| 法人番号 | 6360005001332 |

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

| 事業の種類 | | 事業の名称 | | 事業の所在地 (電話番号) | | | | 協定の有効期間 | | | |
|---|------------------------------|-----------------------|--------------|---|------------------------|---------------------------------|---------------------------|----------------------------------|---------------------------|----------------------------------|---|
| 教育研究業 | | 国立大学法人琉球大学 (西表事業場) | | (〒903-0213) 沖縄県八重山郡竹富町字上原870番地 (電話番号: 0980-85-6560) | | | | 令和6年4月1日から 1年間 | | | |
| 時間外労働 | ① 下記②に該当しない労働者 | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定労働時間 (1日) (任意) | 延長することができる時間数 | | | | | |
| | | | | | 1日 | 1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで) | | 1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) | | | |
| | | | | | | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 起算日 (年月日) 令和6年4月1日 | |
| | ② 1年単位の变形労働時間制 により労働する労働者 | 月例・年度末の庶務・会計事務 | 事務 | 6 | 7.75時間 | 4時間 | - | 45時間 | - | 360時間 | - |
| | | 実験研究 | 技術 (教育・研究支援) | 2 | 7.75時間 | 4時間 | - | 45時間 | - | 360時間 | - |
| | | 試験等及び臨時の講義、公開講座 | 教員 (教育・研究) | 6 | 7.75時間 | 4時間 | - | 45時間 | - | 360時間 | - |
| | 休日労働 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定休日 (任意) | | 労働させることができる 法定休日の日数 | | 労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻 | |
| | | 月例・年度末の庶務・会計事務 | | 事務 | 6 | 土日祝日、年末年始 | | 月2日 | | 始業午前8時30分 終業午後5時15分 | |
| | | 実験研究 | | 技術 (教育・研究支援) | 2 | 土日祝日、年末年始 | | 月2日 | | 始業午前8時30分 終業午後5時15分 | |
| | | 試験等及び臨時の講義、公開講座 | | 教員 (教育・研究) | 6 | 土日祝日、年末年始 | | 月2日 | | 始業午前8時30分 終業午後5時15分 | |
| <p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p> | | | | | | | | | | | |





時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 1日 (任意) | | 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。) | | | | 1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。) | | |
|---|-----------------|--------------------------------|-------------------|---------------------------|--|-----------------------------|--------------------|------------------------------------|--|---------------|--------------------|
| | | | 延長することができる時間数 | | 限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。) | 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 起算日 (年月日) | 令和6年4月1日 | | |
| | | | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | | | | 法定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数 | 所定労働時間を超える時間数 と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意) | 延長することができる時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| 情報システムトラブルへの対応等中断できない業務 | 事務・技術系 | 8 | 6時間 | — | 6回 | 60時間 | — | 25% | 540時間 | — | 25% |
| 欠員補充ができない場合への対応 | 事務・技術系 教員 | 14 | 6時間 | — | 6回 | 60時間 | — | 25% | 540時間 | — | 25% |
| 入学試験、決算期、人事異動等で臨時に業務が集中する場合 | 事務・技術系 教員 | 14 | 6時間 | — | 6回 | 60時間 | — | 25% | 540時間 | — | 25% |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 職員に業務の緊急性を事前に通知 | | | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | (該当する番号) ① | (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 | | | | | | | | | |
| <p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p> | | | | | | | | | | | |

協定の成立年月日 令和6年 3月26日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 技術専門職員

氏名 井村 信弥

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (署名)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年 3月26日

使用者 職名 国立大学法人琉球大学長
氏名 西田 睦

八重山 労働基準監督署長殿